

第3章 地域福祉の推進方向

1. これまでの本府の取組み

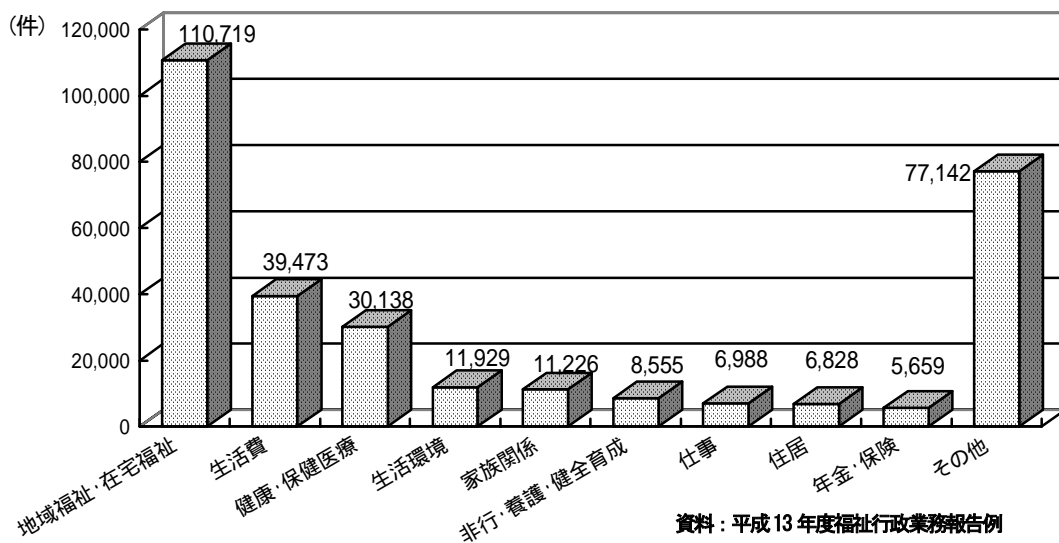
- 本府では、社会福祉基礎構造改革など福祉をめぐる社会環境が大きく変化
する中、「自立支援型福祉社会」をめざすよう提言された大阪府社会福祉審議
会答申〔平成11（1999）年8月〕や、「利用者本位の福祉システム」の
構築について提言された同審議会意見具申〔平成13（2001）年1月〕
を踏まえ、人権の尊重に立脚した自立の支援を基本に、多様な選択肢が用意
された中、サービス利用者と提供者の対等な関係をつくりだし、一人ひとり
の自立への意欲、生活の質の向上を支援する「自立支援型福祉施策」を推進
しているところです。
- また、「行政の福祉化」にも着手し、府政のあらゆる分野において、福祉の
視点から総点検し、教育、就労、住宅など各分野の連携のもとに既存資源の
活用をはじめ、施策の創意工夫や改善を通して、障害者や母子家庭の母、高
齢者などの雇用・就労機会の創出や自立支援に取り組んでいます。
- このような取組みの基盤となっているのが、大阪の長い歴史の中で培われ
た「公民協働型福祉」の伝統です。現在の民生委員・児童委員制度のもとと
なった方面委員制度の創設、総合的な生活相談や地域住民に密着した活動を
展開する隣保館事業、福祉と人権に関わる様々な活動を実施する大阪府総合
福祉協会の設立などがあります。また、近年の先駆的な取組みとしては、府
の拠出金と府民の寄附金による「福祉基金」の創設、住み慣れた地域で高齢
者の自立生活を支えるため住民参加によるきめ細かなサービスを提供する
「街かどデイハウス支援事業」、知的障害者、痴呆性高齢者、精神障害者など
自己の判断のみでは意思決定に支障のある人の権利と財産を守る「大阪後見
支援センター」の設置、さらには校区福祉委員会を核として、地域住民が寝
たきりや一人暮らし高齢者等に対して見守り声かけ訪問などを行う「小地域

ネットワーク活動」などがあげられます。

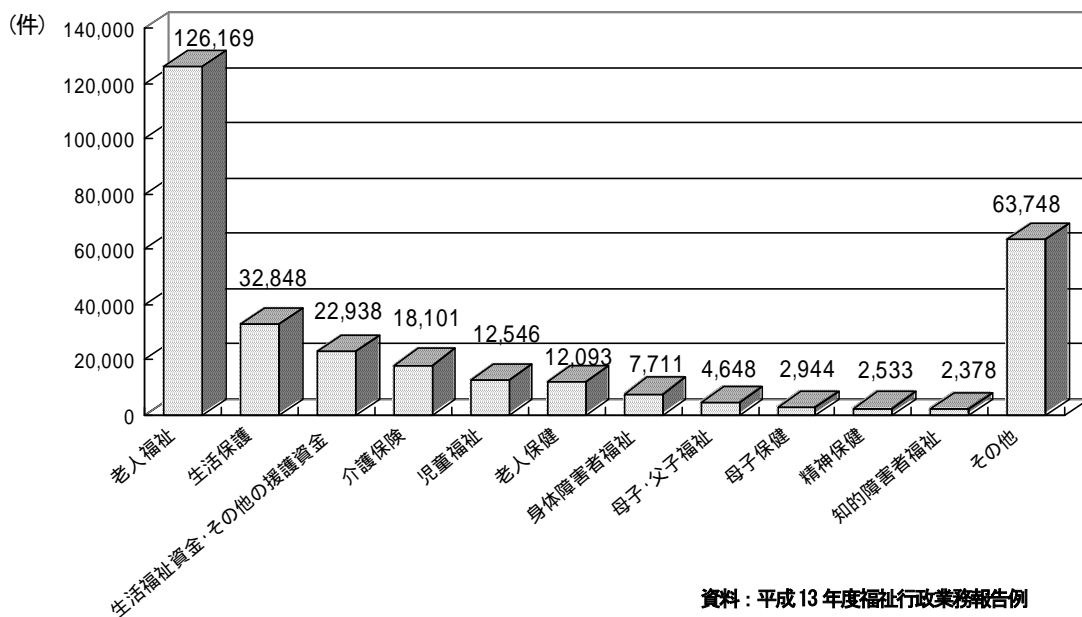
こうした大阪の福祉の伝統と先進的取組みを今に活かしながら、第1章の地域福祉推進の意義や住民主体の原則と3つの視点を踏まえ、住民参加を基本とする新しい地域福祉の姿を地域からつくりあげていく必要があります。

【 民生委員・児童委員活動の状況 】

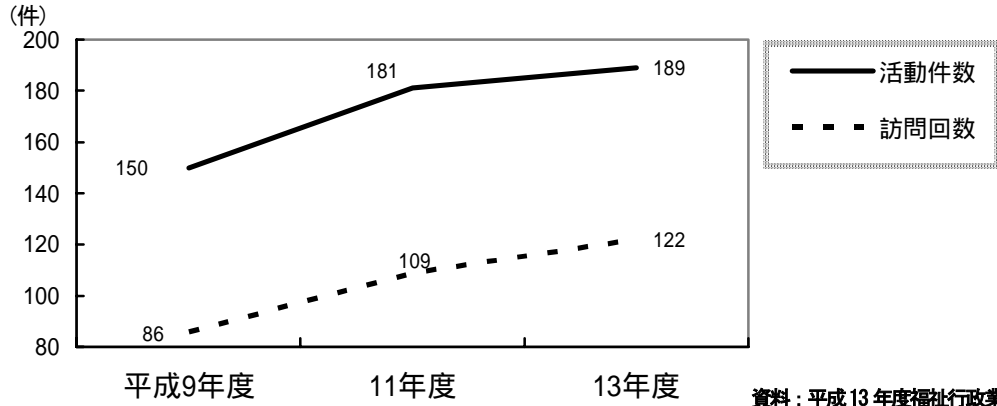
問題別相談・指導件数：平成13年度（大阪市、堺市除く）



関係制度別相談・指導件数：平成13年度（大阪市、堺市除く）

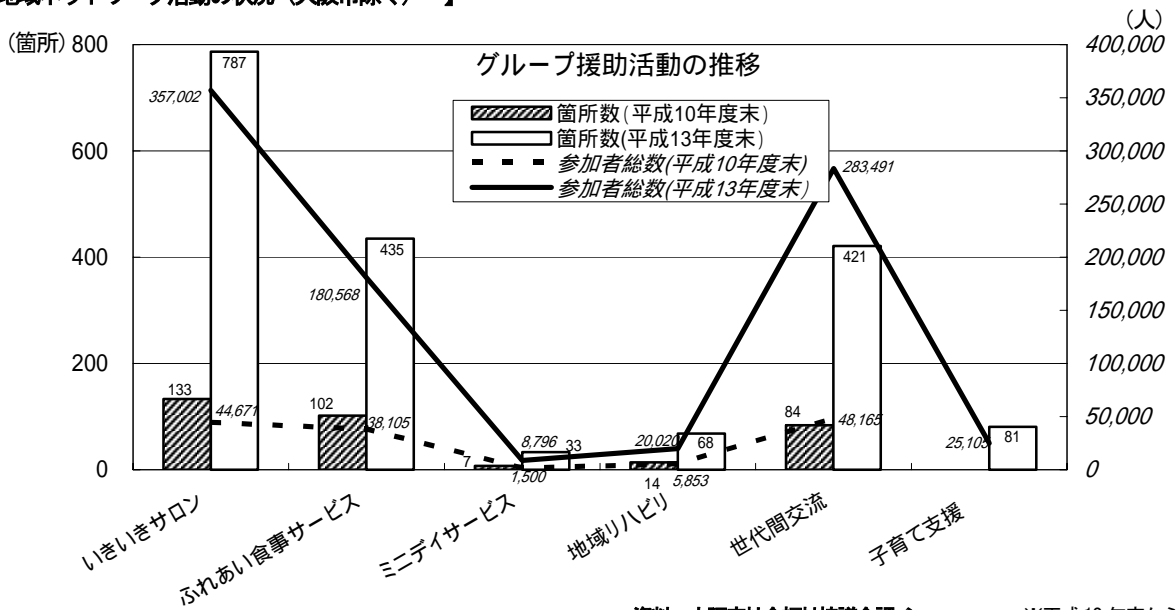


一人当り年間活動件数：平成13年度（大阪市、堺市除く）



資料：平成13年度福祉行政業務報告例

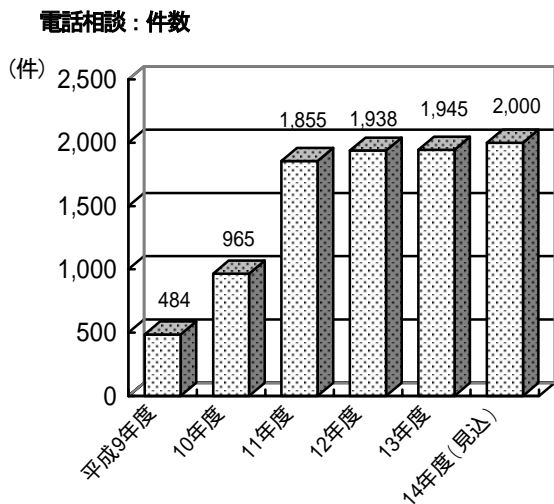
【 小地域ネットワーク活動の状況（大阪市除く） 】



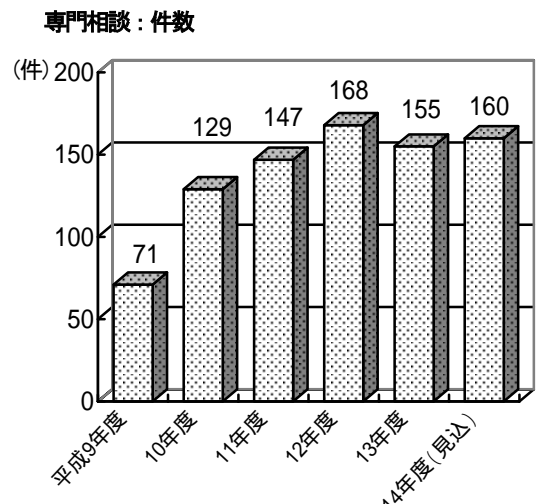
資料：大阪府社会福祉協議会調べ

※平成12年度から

【 大阪後見支援センターの活動状況 】

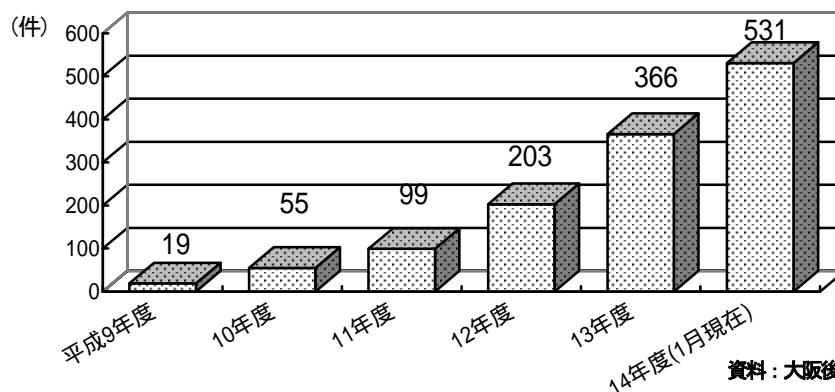


資料：大阪後見支援センター調べ



資料：大阪後見支援センター調べ

地域福祉権利擁護事業：府内市町村社会福祉協議会等における契約締結件数



2. 計画の目標

(1) 大阪の地域福祉の将来像

- 府内の各市町村・地域が抱える課題は様々ですが、その解決に向けて共通して重要なことは、自治会をはじめ、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、企業など、様々な主体が、地域住民と関わりながら多様な活動を展開し、これらが折り重なって、一層の広がりをもっていく中から、地域で支え合い、ともに生きる活力を育んでいくことです。
- こうした観点から、第1章で示した「地域福祉の理念」も踏まえ、次の3つを大阪の地域福祉がめざす将来像とします。

■ 誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会

■ 様々な団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会

■ 誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会

(2) 目標の設定

- 本計画では、こうした将来像の実現に向けて、地域の住民や様々な主体が、行政と協働し、地域にすでにある施設や人材、組織を福祉活動の基盤・拠点として最大限に活用しながら、活動分野や組織の垣根を乗り越えて「つながり」を構築し、課題を抱えた人を地域全体で支えるネット(網)を重層的に紡ぎだす、そんな取組みから、「**すべての人の安心と自立を支える福祉コミュニティの創生**」をめざします。

(3) 指標の設定

- 計画の目標に向けて、府、市町村、そして府民が協働して取組みを進めていく上での目安として、指標を設定します。現在実施している府民アンケート調査等を踏まえ、「(仮称)大阪府地域福祉サポーターズ倶楽部」のもとに設置する第三者機関の意見を聴きながら、平成15(2003)年度において、わかり易い指標と達成目標値を設けます。
- なお、指標については、市町村の地域福祉計画における設定状況等を踏まえ、より適切なものとなるよう、本計画の中間年となる平成17(2005)年度を目途として点検・検証を行っていきます。

めざす地域福祉の姿

将来像

誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会

〔指標例〕

・地域福祉計画を策定している市町村数

・高齢者、障害者、子どもにとって住みやすい地域と見る府民の割合

・1ヶ月間で困ったときに助けられた経験のある府民の割合

・苦情解決のための第三者委員を設置している事業所の割合

・利用した福祉サービスに満足を感じている府民の割合

・福祉サービスに関する第三者評価を受けた事業所の数

・地域福祉権利擁護事業の利用者数

すべての人の安心と自立を支える

福祉コミュニティの創生

府民がそれぞれの状況に応じて福祉活動を企画し参画する

個人や団体など福祉による新しい「つながり」を構築する

・社会福祉協議会、校区福祉委員会を知っている府民の割合

・市町村社会福祉協議会に参加している地域活動団体の数

・ボランティアセンターの登録ボランティア数

・府内のNPO法人の認証数

・地域活動に参加したことのある府民の割合

・NPO活動に参加している府民の割合

・民生委員・児童委員を知っている府民の割合

・福祉ボランティアをしたことのある府民の割合

将来像

様々な団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会

・まちづくりに参加したいと思っている府民の割合

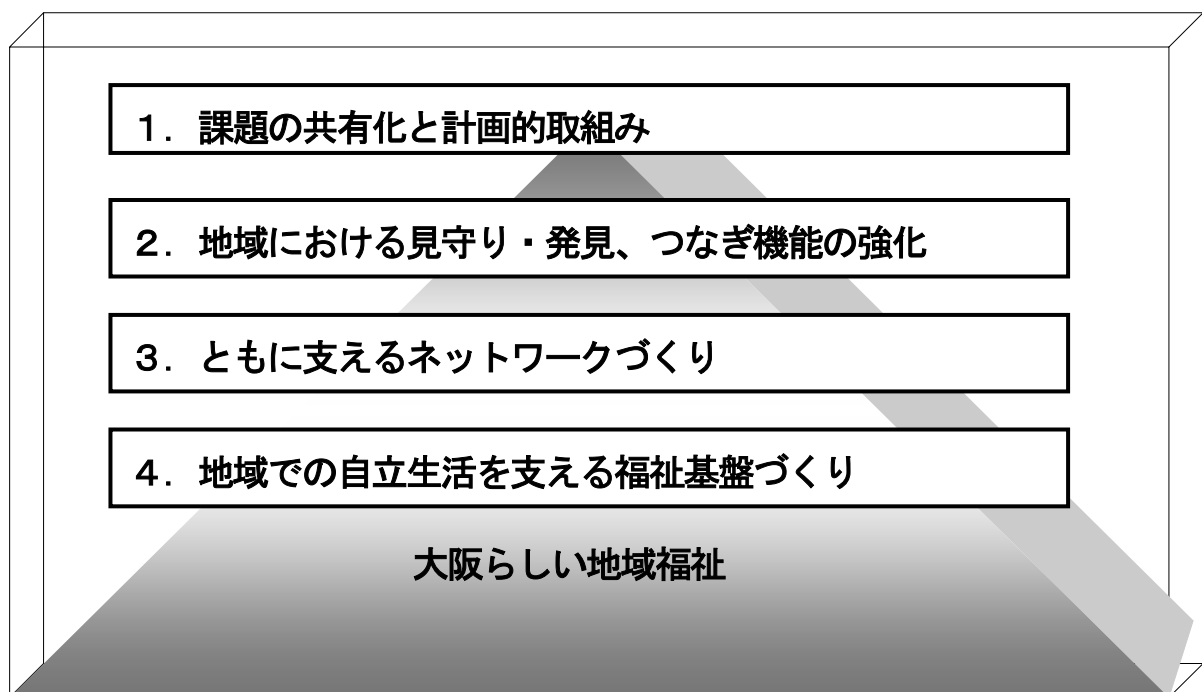
将来像

誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会

3. 施策の推進方策

(1) 基本的な考え方

- これからの地域福祉の推進にあたっては、府、市町村、そして民間がそれぞれの役割を果たしつつ、連携しながら、住民に身近な地域社会を基盤において、当事者の自立意欲やその家族らによる「自助」、地域住民やボランティアなどによる社会的な助け合いの「共助」、行政や制度的なサービスの「公助」、さらには民間企業・事業所によるサービスなどが新しい形で重層的に組み合わされた大阪らしい地域福祉を構築していく必要があります。
- このため、本府は、地域福祉を支える人材の確保・育成や高度専門的相談への対応など、広域自治体としての役割を十分に果たしつつ、限られた財源を有効に活用しながら、地域・市町村がその創意と工夫による主体的取組みとして、地域福祉の諸活動を進めていくことにより、府域の福祉水準の向上を図っていただけるよう、「重層的な健康福祉セーフティネット」の構築に向けて、次の一連の取組みを推進・支援していきます。



- その際には、以下に示す5つの視点のもとで、効果的・効率的な施策を推進していきます。

地域・市町村支援にあたっての5つの視点

■ 地域の主体性、地域特性に基づく市町村の自主性・主体性の尊重

～ 地域のニーズや特性に応じて市町村が、住民と協働して課題の把握から見守り・発見、つなぎ、解決にいたる一連の仕組みを主体的に創意と工夫をもって構築し、地方分権に根ざした地域福祉を推進できるよう支援します。

■ 既存の資源・マンパワーの有効活用による効果的・効率的な施策展開

～ 施設や設備、人材、組織、情報など地域の様々な資源を有効に活用し、そのネットワーク化や相互乗り入れなどを通じて、施策・事業の費用対効果の向上や合理的・効率的な展開につながるよう支援します。

■ 地域の住民、当事者の主体的参画の促進

～ 住民主体の原則で、地域住民・当事者の参画と協働（計画・実施・評価・対策のすべてのプロセスへの住民参加）による地域福祉が推進されるよう市町村の取り組みを支援します。

■ 画一的な給付ではなく、生活関連分野との連携による、一人ひとりの状況に応じた継続性のある支援システムの構築

～ 一人ひとりの自立を支援する観点から、府・市町村の生活関連施策が地域福祉の活動につながり、新たな課題にも柔軟に対応していけるよう市町村の横断的・継続的な支援システムづくりを支援します。

■ 先駆的取り組みに対する評価、普及と効果的な事業推進サイクルの確立

～ 地域・市町村の先駆的取り組みや提案が大阪の地域福祉の水準を高め、豊かで个性的な地域づくりにつながるよう、施策・事業の計画から実施・評価・対策に至る効果的な仕組みを構築します。

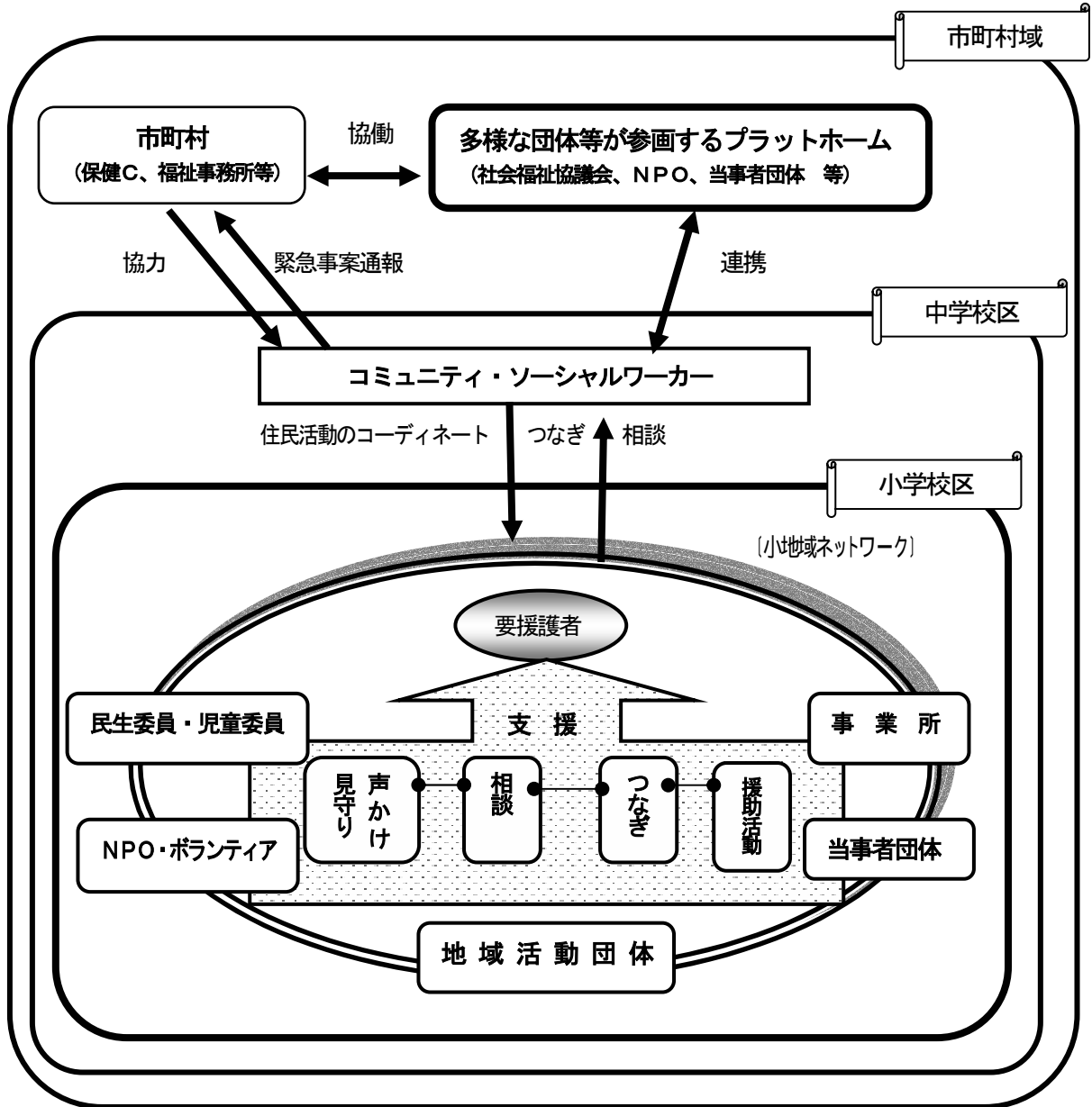
(2) 主要構想

- 府内の市町村は、それぞれ規模や人口、福祉活動などへの住民参加の状況、歴史、文化等に違いがあり、地域もまた同様です。
- 重層的な健康福祉セーフティネットの構築にあたっては、このことを踏まえ、それぞれの地域・市町村にふさわしいモデル的取組み、先駆的取組みを府も一緒になって積極的に検討・実践を積み重ね、それぞれの地域特性を活かした大阪らしい地域福祉の姿をつくり上げていく必要があります。
- このため、本府としては先の5つの視点も踏まえ、これからの本府の地域福祉支援施策の基本方向として、次の2つの構想の実現に取り組んでいきます。

1：地域健康福祉セーフティネット構想

- 地域における見守り・発見、つながりのネットは、地域福祉の根幹です。地域において課題を抱える人を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくためには、これまで小地域ネットワーク活動を通じて構築したネットワーク体制や隣保館活動などを基盤において、地域資源を有効に活用しながら、次のような機能の充実・強化を図り、重層的な相談機能等の整備を推進します。
 - ▶ 小地域ネットワーク活動等による幅広い要援護者の見守り
 - ▶ 住民活動のコーディネートと課題の発見・つながり
 - ▶ プラットホーム形成による地域住民・団体活動のネットワーク化
 - ▶ 一人ひとりの状況に応じた地域での自立生活支援
- その際、地域住民による自主的な活動と行政や関係団体の取組みとが適切に連携し、緊急時等でも要援護者に対するきめ細かな対応ができるよう、取組みを進めます。

地域健康福祉セーフティネット：イメージ



2：地域福祉支援・協働サイクル構想

- 地域健康福祉セーフティネットの活動を支え、高めていくためには、地域福祉活動を行う様々な主体がネットワークを組んでいくとともに、その取組みをより専門的・広域的観点からサポートする仕組みが必要です。
- こうした観点から、本府としては、学識経験者や職能団体、社会福祉協議会等関係機関・団体からなる広域的・横断的組織である「(仮称)大阪府地域福祉サポーターズ倶楽部」を設置し、
 - ・ 地域福祉活動の振興に向けた連絡・調整と関係者の交流促進
 - ・ 地域福祉活動への人材派遣など実践を通じた人材育成
 - ・ 大阪の新たな社会福祉課題に関する情報・意見交換
 - ・ 地域福祉(支援)計画の推進に関する助言など、大阪の地域福祉の推進に関する連携・協力体制の構築に取り組んでいきます。
- また、地域・市町村における先駆的な取組みを府域全体に広げ、地域福祉の水準を高めていくため、「(仮称)大阪府地域福祉サポーターズ倶楽部」のもとに、学識経験者等で構成する第三者の評価機関を設置し、
 - ・ 地域・市町村の活動に対する評価(目標達成状況の確認、事業効果の分析、課題の抽出、改善すべき方向性の助言等)
 - ・ 先進的取組みの普及・拡大(他団体等への情報提供、府民へのPR等)などが、一連のものとして展開されるPDCA〔Plan(計画)―Do(実施)―Check(評価)―Action(対策)]サイクルの構築に取り組んでいきます。

地域福祉支援・協働サイクル構想：イメージ

